

# 令和7年度

## 崎浜漁港海岸ほか水門・陸閘遠隔自動化電気通信設備

### 保守点検業務委託

### 特記仕様書

#### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターで発注する崎浜漁港海岸ほか水門・陸閘遠隔自動化電気通信設備保守点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

#### 第2条（目的）

本業務は、沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター所管の水門・陸閘における遠隔自動化電気通信設備について、正常な機能の維持を図ることを目的とする。

#### 第3条（業務内容）

本業務の業務内容は、別紙1「対象機器一覧表」に掲げる機器について、別紙2「点検項目・点検内容」に挙げる定期点検、清掃を、別紙3「点検結果総括表」別紙4「不良・不具合箇所報告及び今後の対応」により実施するものとする。

各施設の詳細内容は、添付図面（施設配置図、システム構成図、単線結線図、機器配置図）を参照のこと。

なお、点検記録表は必要に応じて項目を削除又は追加することができるものとする。

また、施設毎のデータを判定基準値と比較し機器の状態を所見にとりまとめると共に、完成図書又は過去の点検データと比較をし、現状の機器機能の変化傾向について、報告書にとりまとめる。

過去の点検実施結果は、受託者へ貸与するものとする。

#### 第4条（業務期間）

本業務における履行期間は令和8年3月16日までとする。

なお、履行期間には、作業日数・準備日数・後片付け日数のほか休業日（土曜日・日曜日・祝祭日・天候による休業日・連休等）を含むものである。

#### 第5条（業務実施対象機器）

- 1 引込開閉器盤
  - 1) 外観、操作機能の確認
- 2 分電盤
  - 1) 外観、操作機能の確認
  - 2) 絶縁耐力の確認
  - 3) 機能を維持するための確認
- 3 入出力中継装置
  - 1) 電圧等の測定
  - 2) 補助継電器の確認
  - 3) 接続部の点検
  - 4) 機器本体の点検

※ P L C の電池交換

（交換対象地区：崎浜漁港、大船渡漁港 被制御所-C、大船渡漁港 被制御所-DEとする。）

※信号送受信等正常に作動することの確認実施含む。

- 4 安全周知設備装置
  - 1) 各種電圧・電流確認

- 2) 動作確認
  - 3) 警報制御確認
  - 4) 機器本体の清掃等
- ※大船渡漁港 被制御所-Cについては、回路接続の上保守点検を実施のこと。
- ※屋外設置スピーカの鳴動確認含む（音達測定は対象外とする。）
- 放送メッセージは、あらかじめ監督員と協議の上実施するものとする。
- 5 無停電電源装置
    - 1) 表示の確認
    - 2) 蓄電池の確認
    - 3) ファンの確認
    - 4) 機器本体の清掃等

※大船渡漁港、大船渡漁港 細浦地区、門の浜漁港については、応急復旧措置を講じていることから、別紙書類及び現地状況を十分に把握の上、業務実施を行うこと。
  - 6 耐雷トランス
    - 1) 避雷素子の確認
    - 2) 絶縁抵抗の確認
    - 3) 接続部の確認
    - 4) 機器本体の清掃等
  - 7 接地端子盤
    - 1) 保安器、避雷器の点検確認
    - 2) 機器本体の点検
  - 8 自家発電装置  
(原動機)
    - 1) 外観、運転状態の確認
    - 2) 性能、機能の確認
    - 3) 機能を維持するための確認  
(発電機)
    - 1) 性能、機能の確認
    - 2) 絶縁耐力の確認、接地抵抗測定
    - 3) 機能を維持するための確認  
(交換部品)
    - 1) 潤滑油エレメント
    - 2) 燃料エレメント
    - 3) 油水分離器エレメント
    - 4) 油水分離器エレメント用Oリング
    - 5) サーモスタットカバーパッキン
    - 6) サーモスタットパッキン
    - 7) 油水分離器エレメント用ガスケット等

※潤滑油及び冷却水の入替え含む

※潤滑油及び冷却水の発生材処分含む
  - 9 環境点検  
(受変電設備建屋)
    - 1) 建屋屋外における外観確認
    - 2) 建屋屋内における外観確認  
(空調設備)
    - 1) 機器の状態確認
    - 2) 室内温度の設定及び確認
    - 3) 機器本体の清掃等（室内空調機フィルター含む）

## 第6条（準拠基準）

本業務は、本仕様書のほか次に示す基準及び規格に準拠し実施するものとする。

- 1 土木工事共通仕様書 岩手県
- 2 電気設備共通仕様書 岩手県
- 3 日本産業規格（JIS）
- 4 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 5 電気規格調査会規格（JEC）
- 6 電気設備に関する技術基準に定める省令（国土交通省）
- 7 内線規定
- 8 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（国土交通省）
- 9 電気通信施設点検基準（案）（国土交通省）
- 10 津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver. 3.1）
- 11 遠隔監視操作設計マニュアル（岩手県県土整備部河川課）
- 12 水門・陸閘自動閉鎖システム 機械設備・安全周知設備・非常用発電機とのインターフェース仕様書
- 13 電気通信施設点検基準（案）（令和7年3月）
- 14 その他、関係法令規則

## 第7条（一般事項）

1 点検業務等とは、次の各号にあげる業務内容をいう。

（1）業務計画

（2）個別点検

1）個別点検は、機器単体の性能・機能確認を行う点検であり「電気通信設備点検基準」及び特記仕様書に基づき点検を実施するものとする。

（3）環境点検及び技術的所見等のとりまとめ

1）それぞれの設備毎のデータ等を判定基準値と比較し、機器の状態等を所見にとりまとめるものとする。

2）完成図書と比較し、現状の機器機能の変化傾向について技術的所見にとりまとめるものとする。

2 業務の実施にあたり必要とする機器、器具及び消耗品は、受注者の負担とする。

3 資格等を必要とする作業は、当該資格を有するものに行わせるものとする。

4 校正を必要とする各種測定器については、定期的に校正されたものを使用し、報告書内書類として校正証明書を提出するものとする。

なお、点検に要する計測機器及び分解調整用の工具類は、受注者の責任と費用負担で準備しなければならない。ただし、備え付けの特殊工具等については、監督員の承諾を得て使用できるものとする。

## 第8条（業務実施計画）

1 受託者は点検に先立ち、電気通信設備（又は施設）の点検においては、事前に各設備の設置目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検に必要な設備特性を考慮の上、業務実施計画を作成し、監督員の承認を得るものとする。

2 点検は原則として平日の午前8時から午後5時までの間に行うものとする。

但し、遠隔自動化システムへ影響する場合は、監督員と協議の上9時の一斉折り返し試験終了後に、実施するものとする。

3 時間外又は土曜日・日曜日・祝日に点検を行う場合は、あらかじめ監督員の承認を得るものとする。

4 点検に当たっては、緊急時の水門・陸閘機械設備操作に支障のないように行うものとする。

5 受託者は、業務の実施に伴い、遠隔自動化電気設備及び安全周知設備（又は施設設備）の運転・操作を行う場合は、事前に監督員へ連絡するものとする。なお、運転・操作終了時又は緊急時にお

いては、設備を所定の状態に戻すこととする。ただし、点検前の状態に戻すことが設備の安全上・機能上好ましくない場合は、監督員と協議するものとする。

- 6 受託者は、誤操作を防止するため、操作責任者を定め、操作責任者指示に従い操作を行うものとする。また、点検中は、本業務対象の被制御所に「点検中」の表示板等を掲げるものとし、充分に調整の上、事故防止を行うものとする。遠方監視操作制御設備等がある関係機関(統制局、制御局)については、監督員が事前調整を行うことから調整に必要な書類を提出のこと。
- 7 受託者は、あらかじめ点検を行う前に主たる電源ブレーカや運転操作に関するスイッチ類の位置及び表示内容を確認し、操作機器については、図面に記録するものとする。点検終了時は点検前の所定の位置に戻すとともに監督員へ報告するものとする。

#### 第9条 (不測の事態への対応)

受託者は、点検対象機器に不具合を発見した場合は、必要な措置を講ずるほか原因究明に協力するものとし、必要に応じて再発防止のための助言、精密検査等を実施するものとする。

なお、上記に係る費用については、監督員と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。

#### 第10条 (安全対策)

受託者は、作業員に対する安全管理の教育及び必要な安全対策を講じ、点検中の事故が生じないよう安全管理を徹底すること。

#### 第11条 (調整および整備)

- 1 点検においては、作業場所に建設機械を配置する場合は、関係法令を遵守し作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。
- 2 点検は、各々の点検項目に基づき、項目ごとに異常の有無を確認するものとする。なお、異常があった場合は、その異常の原因を把握し監督員に報告するものとする。
- 3 点検中、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。
- 4 点検においては、当該電気通信設備(又は施設)の機能面及び安全面の確認を行うものとし、改善対策が必要と思われる場合は、業務報告書にて監督員に報告するものとする。
- 5 点検においては、当該電気通信設備(又は施設)の予備品の数量及び保管状態の確認を行うものとする。

#### 第12条 (機械設備保守点検との調整)

点検の実施に当たっては、点検日時、点検箇所等、別途発注する機械設備保守点検に支障がないよう、調整を行った上で実施するものとする。

#### 第13条 (部品交換等を含む整備)

点検の結果、設備の不具合等による機器の取替等を早急に実施する必要が認められた場合は、資料を作成し監督職員と協議するものとする。修理に要する費用は、両方で協議を行い、本業務の変更契約により措置するものとする。

#### 第14条 (点検報告)

受託者は、以下の内容について点検報告書に取りまとめのうえA4版1部及びエクセル版電子媒体1部を提出するものとする。

- 1 点検結果の概要
- 2 点検結果による所見
- 3 点検記録及びデータ類

バッテリー、フィルター等の交換が必要な部品は、別紙3「点検記録表」の備考欄等に交換推奨時期・型式・個数等、購入にあたって必要な仕様を記載すること。

- 4 点検作業状況(高所作業車使用時も含む)及び不具合状況等の写真

写真は、点検施設(被制御所)の全景、点検対象機器、点検状況、交換部品が分かるように撮影すること。

また、被制御所は複数あることから、施設名案内板等箇所が分かるように撮影すること。

- 5 整備・補修・部品交換の必要箇所とその具体的内容(概算費用を含む)
- 6 その他必要と認められる事項

#### 第15条(発生品及び撤去品の処分)

発生品及び撤去品は、適正に処分するものとする。

#### 第16条(その他)

- 1 本仕様書に記載されていない事項が生じた場合、または本業務における疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
- 2 本業務における旅費交通費について、県庁(盛岡市)を起点とし、点検場所への移動、滞在について考慮している。
- 3 原則として旅費交通費は、設計変更の対象としない。ただし、業務内容に変更があった場合はこの限りではない。

点検対象機器一覧表

No.	施設名称		引込開閉器盤		分電盤		接地端子盤		入出力中継装置		無停電電源装置			自家発電装置			耐雷トランス			安全周知設備装置		スピーカ			備考
			(数量)	(単位)	(数量)	(単位)	(数量)	(単位)	(数量)	(単位)	(容量)	(数量)	(単位)	(容量)	(数量)	(単位)	(容量)	(数量)	(単位)	(数量)	(単位)	(容量)	(数量)	(単位)	
1	崎浜漁港	被制御所	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	20	1	面	7.5	1	面	1	面	30W	2	台	
2	越喜来漁港	被制御所	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	20	1	面	7.5	1	面	1	面	30W	2	面	
3	大船渡漁港	被制御所-A	1	面	1	面	1	面	1	面	3+5	1	面	39	1	面	10	1	面	1	面	30W	2	面	
4	大船渡漁港	被制御所-B	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	39	1	面	7.5	1	面	1	面	30W	2	面	
5	大船渡漁港	被制御所-C	1	面	1	面	1	面	1	面	3+5	1	面	39	1	面	10	1	面	1	面	30W	2	面	
6	大船渡漁港	被制御所-DE	1	面	1	面	1	面	1	面	5+5	1	面	39	1	面	10	1	面	1	面	30W	2	面	
7	大船渡漁港	細浦地区 被制御所	1	面	1	面	1	面	1	面	3+5	1	面	80	1	面	10	1	面	1	面	30W	2	面	
8	大船渡漁港	小細浦地区 被制御所	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	20	1	面	7.5	1	面	1	面	30W	2	面	
9	門の浜漁港	被制御所-1	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	20	1	面	7.5	1	面	1	面	30W	1	面	
10	門の浜漁港	被制御所-2	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	20	1	面	7.5	1	面	1	面	30W	1	面	
11	門の浜漁港	被制御所-3	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	20	1	面	7.5	1	面	1	面	30W	1	面	
12	六ヶ浦漁港	被制御所	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	20	1	面	7.5	1	面	1	面	15+30W	2	面	
13	広田漁港	被制御所-1	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	20	1	面	7.5	1	面	1	面	30W	1	面	
14	広田漁港	被制御所-2	1	面	1	面	1	面	1	面	3+5	1	面	39	1	面	10	1	面	1	面	15+30W	3	面	
15	広田漁港	被制御所-3	1	面	1	面	1	面	1	面	3+5	1	面	27	1	面	10	1	面	1	面	30W	2	面	
16	広田漁港	被制御所-4	1	面	1	面	1	面	1	面	3+5	1	面	39	1	面	10	1	面	1	面	15+30W	2	面	
17	長部漁港	被制御所	1	面	1	面	1	面	1	面	5	1	面	20	1	面	7.5	1	面	1	面	30W	1	面	
合計			17		17		17		17		-	17		-	17		-	17		17		-	30		

点検項目・内容

遠隔自動化電気通信設備			点検日						
			点検者						
施設名			機器名						
※1 装置・機器の特性 致命的な影響のある機器・部品			※3 点検結果の判定基準						
※2 点検・整備方法（ ）書きは運転時実施）			○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。						
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視	△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。	
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触	× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。	
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外				

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	点検項目	点検方法※		判定方法	※3 点検結果	摘要
				※2 (年点検)				
盤類	全般		動作確認	D		正常に動作すること。		
			発錆、汚損	E		発錆・汚損がないこと。		
			損傷	E		損傷がないこと。施錠が完全であること。		
			換気ファン、フィルタ	D		ファンが正常に作動すること。フィルタに目づまりがないこと。		
	盤内器具		機器の取付状態	E		機器の取付状態が良好であること。		
			配線状態	E		配線状態が良好であること。		
			端子の状態	E		錆等がないこと。		
			端子符号の状態	E		端子符号の脱落等がないこと。		
			端子台の状態	E		損傷、ねじのゆるみ等がないこと。		
	表示灯		点灯状態	E		球切れがないこと、表示状態が良好であること。		
			外觀の状態	E		損傷、ひどい汚れがないこと。		
	盤全体		清掃状態	E		ひどい汚れ、ごみ等がないこと。		
			破損	E		破損がないこと。施錠が完全であること。		
			塗装状態	E		鋼板表面に塗膜の剥れおよび腐食がないこと。		
			内部乾燥状態	E		乾燥していること。		
			絶縁抵抗	M		絶縁抵抗計にて計測を行い、1MΩ以上であること。		
	機器、計器類共通		汚れ	E		汚れがないこと。		
			変色	E		変色がないこと。		
			端子のゆるみ	E,H		端子のゆるみがないこと。		
			異常音	S		異常音がないこと。		
			破損	E		破損がないこと。		
	電流計		指示	E		大幅な変動がなく定格電流値以下であること。		

	電圧計	指示	E	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。		
致	電磁接触器	動作テスト	D	異常なく作動すること。		
		異常音	D,S	異常音、振動がないこと。		
		接点	D,E	接点に変色がないこと。接点溶着がないこと。		
	漏電継電器	動作テスト	D	テストボタンを押して作動すること。		
致	配線用遮断器	動作テスト	D	ON/OFFが確実にできること。		
	避雷器	ランプテスト	E,H	正常に点灯すること、ヒューズが溶断していないこと。		
	スペースヒータ (サーモスイッチ)	動作テスト	D	サーモスイッチの設定を変更し、外気温度でスイッチが入れば正常である。この状態でしばらく放置し動作を確認すること。		
致	補助リレー	動作テスト	D,S,E	異常音、振動がないこと。		
		異常音	D,H,S	異常音がないこと。		
致	3Eリレー	動作テスト	D	テストボタンを押して作動すること。		
		設定値確認	E	図面通りの設定値であること。		
致	サーマルリレー	動作テスト	D	テストボタンを押して作動すること。		
致	タイマ	設定値確認	E	所定の設定値にセットされていること。		
致	押し釦スイッチ	動作テスト	D,E	開、閉、停が的確に作動すること。		
致	切換スイッチ	動作テスト	D,E	的確に作動すること。		
	表示灯	ランプテスト	D,E	点灯すること。		
	盤内蛍光灯	点灯、球切れ	D	点灯すること。		
配線等	盤内配線	配線状態	E	損傷がないこと。断線していないこと。		
		端子のゆるみ	E,H	断線がないこと。ゆるみがないこと。		
	端子台	腐食	E	発錆がないこと。		
	端子台取付ボルト	ゆるみ、脱落	E,H	ゆるみがないこと。		
	配管	配管状態	E	ひび割れ、腐食、止め具のゆるみ、脱落等がないこと。		
入出力中継装置	全般	電源電圧	E	電源電圧が規定値内であること。		
		入力信号の状態	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 ディスプレイと連携する場合は、ディスプレイ入力信号とディスプレイ出力が一致していること。		
		出力信号の状態	D	シーケンスチェックが正常に行えること。通常の制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 ディスプレイと連携する場合は、ディスプレイ出力とPLC出力信号が一致していること。		
		内蔵電池	E	推奨交換時期を超過していないこと。		

	致	電源ユニット	電源端子部の電圧確認	M	メーカー推奨範囲以内であること。		
	致	内蔵電池	使用年数の確認	E	交換推奨時期を超過していないこと。		
	致	アナログユニット	零点調整、スパン調整及び動作確認(精度確認)	D,E	校正器により測定し、±1.0%以内であること。		
	致	ネットワークユニット	通信テスト	D,E	通信状態が正常であること。通信エラーランプが点灯していないこと。		
	致	CPUユニット	作動テスト	D,E	「RUN」が点灯していること。エラーランプが消灯していること。		
無停電電源装置		全般	動作状態	E	動作が正常であること。		
			入出力電源ケーブルの状態	E	ケーブルの接続状態が良好であること。		
			バッテリーの状態	D	バッテリーが正常であること		
発電機（全般）		清掃状態	汚れ	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。		
		外観	損傷	E	損傷がないこと。		
		塗装	損傷、劣化	—	剥離、劣化等のないこと		
発電機（機関各部）		台板	締まり具合、損傷	E,H	緩み、損傷がないこと		
		機関本体	始動性	D	円滑に始動できること。		
			振動	H	異常振動がないこと。		
			異常音	S	異常音がないこと。		
			漏油	E	漏油がないこと。		
		燃料系統	燃料油量	E	油面計の規定内であること。		
			燃料劣化	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。		
		冷却系統	冷却水量	E	規定内の量であること。		
			冷却水劣化	E	ひどい濁りがないこと。		
			ラジエータの異常	E	ファンベルトの劣化、水漏れのないこと。		
		潤滑系統	潤滑油量	E	油面計の規定内であること。		
			潤滑油劣化	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。		
		給排気系統	吸気エレメント目詰まり（汚れ）	E	目詰まり、ひどい汚れがないこと。		
			排気管、消音器の損傷	E	断熱材、配管、本体に損傷がないこと。		
		始動系統	バッテリー液量	E	液量が規定内であること。		
			バッテリー液比重	E	比重が規定内であること。		計測値で判定する
			内部状態	—	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。		
		計装機器	センサの異常	D	動作に異常のないこと。		
			ゲージ類の異常	(E)	表示に異常のないこと。		



不良・不具合箇所報告及び今後の対応

地区名	設備名	
	装置名	
発生箇所及び状況 写真又は図面貼付		
Empty space for reporting		